

福井県報

第 2703 号
平成 28 年
2 月 23 日 (火)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

目次

(※は、県例規集掲載事項)

- 告示
 - ※福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱の一部を改正する告示(八六・循環社会推進課)……………一
 - 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定(八七・長寿福祉課)……………二
 - 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定(八八・同)……………三
 - 介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定(八九・同)……………三
 - 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止(九〇・同)……………四
 - 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止(九一・同)……………四
 - 介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止(九二・同)……………四
 - 農業振興地域の区域の変更(九三・地域農業課)……………五
 - 特定第二号漁業者の共済契約締結の申込みに係る同意成立の届出(九四・水産課)……………五
 - 道路の位置の指定(九五・敦賀土木事務所)……………五
 - 所在の不明な者に対する保安林の

- 指定の予定の通知(森づくり課)……………六
- 所在の不明な者に対する保安林の指定の通知(同)……………六

告示

福井県告示第 8 6 号

福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
平成 28 年 2 月 23 日

福井県知事 西川 一誠

福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱の一部を改正する告示

福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱(平成 8 年福井県告示第 5 0 4 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 9 条」を「第 2 9 条の 2」に改める。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(2) 優良産業廃棄物処分業者 政令第 6 条の 1 1 第 2 号または第 6 条の 1 4 第 2 号に掲げる者をいう。

第 1 0 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、搬入をしようとする県外産業廃棄物の年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。)ごとの数量が 1 トンを超えない場合であって、搬入施設の設置者が優良産業廃棄物処分業者であるときは、この限りでない。

第 1 0 条第 3 項を削り、同条第 4 項中「第 2 項」を「前条本文」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項ただし書中「第 2 項」を「第 2 項本文」に改め、同項第 6 号中「期間」を「機関」に改め、同項を同条第 4 項とする。

第 1 2 条中「第 1 0 条第 2 項」を「第 1 0 条第 2 項本文」に改め、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 搬入施設所管保健所長は、第 1 0 条第 2

項本文の承認に際し、1 年以内の承認の有効期間を付するものとする。ただし、搬入施設の設置者が優良産業廃棄物処分業者である場合には、3 年以内の承認の有効期間を付するものとする。

第 1 3 条第 1 項中「第 1 0 条第 4 項第 3 号」を「第 1 0 条第 3 項第 3 号」に改め、同条第 4 項中「第 1 0 条第 4 項第 1 号」を「第 1 0 条第 3 項第 1 号」に改める。

第 1 7 条第 1 項中「焼却施設」という。)の次に「、同条第 1 0 号の 2 に掲げる硫化施設」を加え、「溶融施設等」を「硫化施設等」に改める。

第 2 0 条第 6 項中「第 3 項前段」を「第 3 項」に、「同項後段」を「同項」に改める。

第 2 0 条の 2 第 1 項中「第 2 1 条第 1 項」を「次条第 1 項」に改める。

第 2 1 条第 1 項後段中「事業者等」の次に「および前条第 1 項の規定による設置計画書の提出が必要な事業者等」を加える。

第 2 8 条中「第 2 6 条第 1 項」を「第 2 6 条」に改める。

第 4 章中第 2 9 条の次に次の 1 条を加える。

(技術管理者の変更の報告)

第 2 9 条の 2 法第 1 5 条第 1 項の許可を受けた者は、法第 2 1 条第 1 項の技術管理者を変更したときは、速やかに廃棄物処理施設技術管理者変更報告書(様式第 7 号)により、当該処理施設の所在地を所管する保健所長を経由して、知事に報告するものとする。

第 3 1 条第 1 項中「第 1 0 条第 2 項」を「第 1 0 条第 2 項本文」に、「第 1 3 条第 1 項」を「第 1 3 条第 1 項本文」に改める。

第 3 3 条を次のように改める。
(一般廃棄物処理施設への準用)

第33条 第15条から前条までの規定（搬入に関する部分を除く。）は、法第8条第1項の一般廃棄物処理施設について準用する。
様式第4号中「廃石綿等の溶融施設等」を「廃水銀等の硫化施設等」に改める。
様式第6号の次に次の1様式を加える。

様式第7号(第29条の2関係)

廃棄物処理施設技術管理者変更報告書

年 月 日

福井県知事 様

住 所

氏 名

〔法人においては、各社
および代表者の氏名〕

☑

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第1項に規定する廃棄物処理施設の技術管理者を変更したので、福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱第29条の2の規定により、次のとおり報告します。

廃棄物処理施設の種類				
廃棄物処理施設の設置の場所				
施設設置の許可年月日および許可番号	年 月 日	第	号	
	新		旧	
変更の内容				
変更をした日	年 月 日			
変更の理由				

※ 技術管理者の資格の取得を証する書類を添付してください。

附 則

この告示は、平成28年2月23日から施行する。ただし、第17条第1項および様式第4号の改正規定は、平成29年10月1日から施行する。

福井県告示第87号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

平成28年2月23日

福井県知事 西川 一誠

指定居宅サービス事業者一覧表

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日	サービスの種類	介護保険事業所番号
指定訪問介護事業所 Fools	福井県越前市庄町 21-5-2 コーポラス横山101	合同会社The Fools	平成28年3月15日	訪問介護	1870300926
あわす福井訪問看護リハビリステーション	福井県福井市大手2丁目5-11	株式会社ケンコウ	平成28年3月1日	訪問看護	1860190386

福井県告示第 8 8 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により、次のとおり公示する。

平成 2 8 年 2 月 2 3 日

福井県知事 西川 一誠

指定介護予防サービス事業者一覧表

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日	サービスの種類	介護保険事業所番号
あわす福井訪問看護リハビリステーション	福井県福井市大手2丁目5-11	株式会社ケンコウ	平成28年3月1日	介護予防訪問看護	1860190386

福井県告示第 8 9 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 8 5 条の規定により、次のとおり公示する。

平成 2 8 年 2 月 2 3 日

福井県知事 西川 一誠

指定居宅介護支援事業者一覧表

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日	介護保険事業所番号
ケアテラススペースみゆき	福井市御幸3丁目12-11 コーポひとは 1 階	合同会社 K t	平成28年2月1日	1870103254

福井県告示第90号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

平成28年2月23日

福井県知事 西川 一誠

廃止居宅サービス事業者一覧表

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止届出 受理年月日	サービスの種類	介護保険 事業所番号
ニック株式会社	福井県福井市江端町22-35	ニック株式会社	平成28年2月4日	福祉用具貸与	1870100375
ニック株式会社	福井県福井市江端町22-35	ニック株式会社	平成28年2月4日	特定福祉用具販売	1870100375
アイホーム鯖江サービス	福井県鯖江市神明町2-7-12	有限会社フュージョン	平成28年1月13日	通所介護	1870700380

福井県告示第91号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。

平成28年2月23日

福井県知事 西川 一誠

廃止介護予防サービス事業者一覧表

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止届出 受理年月日	サービスの種類	介護保険 事業所番号
ニック株式会社	福井県福井市江端町22-35	ニック株式会社	平成28年2月4日	介護予防福祉用具貸与	1870100375
ニック株式会社	福井県福井市江端町22-35	ニック株式会社	平成28年2月4日	特定介護予防福祉用具販売	1870100375

福井県告示第92号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり公示する。

平成28年2月23日

福井県知事 西川 一誠

廃止居宅介護支援事業者一覧表

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止届出 受理年月日	介護保険 事業所番号
いちごケアプラザンセンター 勝見	福井県福井市勝見3丁目21-16	医療法人健康会	平成28年1月26日	1860190188

福井県告示第93号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、永平寺町に係る松岡農業振興地域、永平寺農業振興地域、上志比農業振興地域を統合し、永平寺町農業振興地域としたので、同条第2項の規定において準用する同法第6条第5項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年2月23日

福井県知事 西川 一誠

なお、変更後の農業振興地域は次の図のとおりである。

（「次の図」は省略し、福井県農林水産部地域農業課において縦覧に供する。）

福井県告示第94号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査し、特定第2号漁業者の同意が要件に適合すると認められたので、法第108条第5項において準用する法第105条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

平成28年2月23日

福井県知事 西川 一誠

敦賀市加入区

1 発起人の住所および氏名

敦賀市松島町12-3

立花 俊一

敦賀市鏝物師町1-10-3

木内 一郎

2 区域

敦賀市漁業協同組合の地区の区域

3 区分

小型定置漁業であって、敦賀市港町、呉竹町、松島町、野神、鏝物師町、中央町、榑林、松原町、榑川、蓬萊町、相生町、松栄町、平和町、結城町および二村の区域の者が営む漁業区分

4 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成28年2月23日

福井県告示第95号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年2月23日

福井県嶺南振興局長 片山 富

士夫

1 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名

敦賀市津内町二丁目10番7号

株式会社 インテリア総合建築

代表取締役 高島 猪男

2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 (単位:メートル)	延長 (単位:メートル)
敦賀市開町312番5、312番5先里道の一部、330番の一部、331番の一部	4.5～5.06	51.252

公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年2月23日

福井県知事 西川 一誠

1 所在の不明な者の氏名

上道一郎、小柏和夫

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から、保安林を指定する予定である旨の通知があったこと。

(2) 指定に係る保安林の所在場所については、平成28年2月9日福井県告示第45号による。

3 揭示場所

福井県庁および越前市役所

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年2月23日

福井県知事 西川 一誠

1 所在の不明な者の氏名

飯田正敏

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から、保安林を指定する旨の通知があったこと。

(2) 指定に係る保安林の所在場所については、平成28年1月25日農林水産省告示第168号による。

3 揭示場所

福井県庁および池田町役場

平成二十八年二月二十三日印
平成二十八年二月二十三日発

刷 行

発行人
印刷人

〒九一〇―八五八〇
〒九一〇―八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一号
福井県福井市手寄二丁目十五―二十七

福 井 県
柳 竹 下 印 刷 所

☎ 三三三二番